



記入例

(表)

<例1:個人・共有の場合>

令和〇年〇月〇日

市有地買受申請書

提出日を記入してください。

深谷市長 小 島 進 宛て

1. 申請者

〔個人〕

〒366-8501 TEL 048-571-1211

郵便番号、電話番号、住所、氏名を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

フリガナ フカヤ タロウ
氏 名 深谷 太郎

実印

〔法人〕

〒 TEL

住 所

フリガナ
名 称

フリガナ
代表者

実印

以下の市有地を買受けたく、関係書類を添えて申請します。
本申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

購入希望物件の物件番号、所在地、地目、地積を記入してください。（募集要領P2「2 対象物件」参照）

2. 物件の表示

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
土地 5-3	上柴町東四丁目7番2	宅地	198.35 m ²

3. 買受価格

買受価格を算用数字で記入してください。

金 8,960,000 円

4. 使用目的及び買受理由

具体的に記入してください。

〇〇〇〇〇〇〇のため

5. 添付書類

【共通】	誓約書、印鑑登録証明書、契約保証金納付届出書	…	各1通
【個人の場合のみ】	身分証明書、住民票	…	各1通
【法人の場合のみ】	商業又は法人登記簿謄本	…	1通
【申請書類の提出を代理人に委任する場合のみ】	委任状	…	1通

(裏)

6. 共有者

〔個人〕

T 3 6 6-8 5 0 1 T_{EL} 0 4 8-5 7 1-1 2 1 1

共有で申込む場合は、共有者全員の郵便番号、電話番号、住所、氏名を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町1 1 番1 号

フリガナ フカヤ ハナコ

氏 名 深谷 花子

実印)

T
TEL

住 所

フリガナ

氏 名

(実印)

〔法人〕

T

TEL

住 所

フリガナ

名 称

フリガナ

代表者

(実印)

$\overline{T}$

T_{EL}

住 所

フリガナ

名称

フリガナ

代表者

(実印)

- ※ ① 証明書等は、いずれも発行後3か月以内のものを添付してください。
② 個人、法人それぞれ該当する欄に記入してください。
③ 共有の場合は、申込者欄に共有代表者、共有者欄に共有者を記入し、共有代表者、共有者それぞれ全員が添付書類をご用意ください。

(表)

<例2:法人の場合>

令和〇年〇月〇日

市有地買受申請書

提出日を記入してください。

深谷市長 小 島 進 宛て

1. 申請者

〔個人〕

〒 _____ TEL _____

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

実印

〔法人〕

〒 3 6 6 - 8 5 0 1 TEL 0 4 8 - 5 7 1 - 1 2 1 1

郵便番号、電話番号、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。
フリガナも忘れずに記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号

フリガナ フカヤフトウサンカブシカイシャ

名 称 深谷不動産株式会社

フリガナ ダイゴウトリシマリヤク フカヤ タロウ

代表者 代表取締役 深谷 太郎

実印

以下の市有地を買受けたく、関係書類を添えて申請します。
本申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

購入希望物件の物件番号、所在地、地目、地積を記入してください。（募集要領P2「2 対象物件」参照）

2. 物件の表示

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
土地 5 - 3	上柴町東四丁目 7 番 2	宅地	198.35 m ²

3. 買受価格

買受価格を算用数字で記入してください。

金 8, 9 6 0, 0 0 0 円

4. 使用目的及び買受理由

具体的に記入してください。

〇〇〇〇〇〇〇のため

5. 添付書類

【共通】	誓約書、印鑑登録証明書、契約保証金納付届出書	…	各 1 通
【個人の場合のみ】	身分証明書、住民票	…	各 1 通
【法人の場合のみ】	商業又は法人登記簿謄本	…	1 通
【申請書類の提出を代理人に委任する場合のみ】	委任状	…	1 通

(裏)

6. 共有者
〔個人〕

〒 _____ TEL _____

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ (実印)

〒 _____ TEL _____

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ (実印)

〔法人〕

〒 _____ TEL _____

住 所 _____

フリガナ

名 称 _____

フリガナ

代表者 _____ (実印)

〒 _____ TEL _____

住 所 _____

フリガナ

名 称 _____

フリガナ

代表者 _____ (実印)

- ※ ① 証明書等は、いずれも発行後3か月以内のものを添付してください。
② 個人、法人それぞれ該当する欄に記入してください。
③ 共有の場合は、申込者欄に共有代表者、共有者欄に共有者を記入し、共有代表者、共有者それぞれ全員が添付書類をご用意ください。

誓 約 書

提出日を記入
してください。

令和 年 月 日

深谷市長 小 島 進 宛て

住 所 _____

押印してください。

氏 名 _____

印

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

市有地先着順売払い物件の買受申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約し、貴市における契約等に係る諸規定を厳守いたします

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- 1 私は、成年被後見人、被保佐人、被補助人（不動産に関する権利の得喪を目的とする行為をすることについて補助人の同意を得ることを要する者に限る。）又は破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 私は、次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
 - （1） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （2） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （3） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - （4） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （5） （1）から（4）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 私は、暴力団及びその構成員等ではありません。
- 4 私は、公有財産に関する事務に従事する深谷市の職員ではありません。
- 5 私は、申請時において20歳未満の者ではありません。

<例1:単独の場合>

契約保証金納付届出書

契約保証金の納付金額を記入してください。
※契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）

金 896,000 円

（納付方法：現金）

市有地先着順売払い（物件番号 土地5－3）の買受けに係る契約保証金の納付について、上記のとおり届け出ます。

物件番号を記入してください。

令和○年○月○日

提出日を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

氏 名 深谷 太郎

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

印

押印してください。

深谷市長 小 島 進 宛て

＜例2:共有の場合＞

契 約 保 証 金 納 付 届 出 書

契約保証金の納付金額を記入してください。
※契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）

金 896,000 円

（納付方法：現金）

市有地先着順売払い（物件番号 土地5－3）の買受けに係る契約保証金の納付について、上記のとおり届け出ます。

物件番号を記入してください。

令和〇年〇月〇日

提出日を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

氏 名 深谷 太郎

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

印

押印してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

氏 名 深谷 花子

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

印

押印してください。

深谷市長 小 島 進 宛て

<例1:単独の場合>

委任状

住所 深谷市岡 2 3 8 1 - 1

代理人

フリガナ 木部 一郎

氏 名 岡部 一郎

押印してください。
(認印可)

私は、上記の者を代理人に選任し、市有地先着順売払い申請に関する一切の権限を委任したのでお届けします。

物件の表示

市有地買受申請書の「2. 物件の表示」の項目を転記してください。

物件番号	土地 5 - 3
所在地	上柴町東四丁目 7 番 2
地 目	宅地
地 積	1 9 8 . 3 5 m ²

令和〇年〇月〇日

市有地買受申請書の提出日と
同一日を記入してください。

住所 埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号

フリガナ フヤ タロウ

氏 名 深谷 太郎

実印

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

深谷市長 小 島 進 宛て

<例2:共有の場合>

委任状

代理人 住所 深谷市岡 2 3 8 1 - 1

フリガナ 木部 一郎
氏 名 岡部 一郎

押印してください。
(認印可)

私は、上記の者を代理人に選任し、市有地先着順売払い申請に関する一切の権限を委任したのでお届けします。

市有地買受申請書の「2. 物件の表示」の項目を転記してください。

物件の表示	
物件番号	土地 5 - 3
所在地	上柴町東四丁目 7 番 2
地 目	宅地
地 積	1 9 8 . 3 5 m ²

令和〇年〇月〇日

市有地買受申請書の提出日と
同一日を記入してください。

住所 埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号

フリガナ フヤ タロウ
氏 名 深谷 太郎

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

住所 埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号

フリガナ フヤ ハコ
氏 名 深谷 花子

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

深谷市長 小 島 進 宛て

作 成 例

(先着順売払い用)

印紙に掛けて
実印を押して
ください。

收入印紙

市有財産売買契約書

売出人深谷市（以下「甲」という。）と買受人 _____ （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在 地	地 目	地 積	摘 要
深谷市〇〇〇 〇〇〇番	宅地	〇〇〇. 〇〇 m ²	
		m ²	
合 計		〇〇〇. 〇〇 m ²	

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円とする。

①買受価格

②契約金額（売買代金）
の10/100以上の金額

(契約保証金)

第4条 乙はこの契約に関し契約保証金として、金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円をこの契約の締結と同時に現金により、その指定する金融機関に支払わなければならない。

2 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

(代金の支払い)

第5条 乙は、この契約の締結日から60日以内に、~~元~~買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円を、甲の発行する納入通知書により、その指定する金融機関に支払わなければならない。

〔①売買代金－②契約保証金〕
の金額

(所有権移転登記及び費用負担)

第6条 甲は、乙が売買代金を納入した後、第2条の売買物件の所有権を乙に移転し、所有権移転登記を速やかに行うものとする。

2 登録免許税等の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡しをしたものとする。また、乙は、売買物件を現況によって引渡しを受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、当該土地に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあることを発見した場合、引き渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、損害賠償の請求もしくは追完の請求または契約の解除をすることができる。

2 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除く。

3 本条の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

4 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

(利用制限)

第9条 乙は、売買物件を利用するに当たって、次に掲げる用に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用

(3) 前2号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用

(法令遵守)

第10条 乙は、売買物件を利用するに当たって、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

(売買物件の明渡し等)

第12条 乙は、甲が前条の規定による契約の解除をしたときは、直ちに、売買物件を原状に回復の上、甲に明け渡し、甲名義に所有権移転の手続きをとらなければならない。

2 甲は、乙の前項の規定による売買物件の明渡し及び甲名義への所有権移転の手続きの完了を確認したときは、乙が第3条の規定に基づき、売買代金として甲に支払った金額を、乙からの売買物件明渡し及び甲名義への所有権移転手続き完了の確認をした日から30日以内に、乙に返還するものとする。この場合において、甲が乙に返還する金額には利息を付けないものとする。

3 第1項の規定による売買物件の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

(契約解除による使用料相当額の支払義務)

第13条 乙は、前条第1項の規定による明渡しをするときは、甲から売買物件の引渡しを受けた日から明け渡した日までの使用料相当額を甲の請求により、甲に支払わなければならない。

2 前項の使用料相当額の年額は、第3条の売買代金に7.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(違約金の支払い)

第14条 乙は、甲が第11条の規定による契約の解除をしたときは、前条の使用料相当額のほか、第3条の売買代金の10パーセントに相当する額を違約金として甲の請求により、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が第11条の規定による契約の解除をした場合において、甲に損害が発生したときは、甲の算定による損害額を甲の請求により、甲に賠償しなければならない。

(相殺)

第16条 甲が第11条の規定による契約の解除をした場合において、第12条の規定による原状回復又は第13条の規定による使用料相当額若しくは第14条の規定による違約金若しくは前条の規定による損害賠償として乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、当該金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額について相殺するものとする。

(延滞損害金)

第17条 乙は、この契約により甲に支払うこととされている金額を支払わなかったときは、支払うべき金額に対して、それぞれ指定された期日の翌日から完納した日まで年利(365日当たり)14.6パーセントの割合により算出した額を延滞損害金として、甲に支払わなければならない。

(契約履行の調査等)

第18条 乙は、甲から売買物件の使用に関しての調査又は報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

(公租公課の負担等)

第19条 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から維持管理責任を負い、売買物件に係る公租公課の費用を負担するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、さいたま地方裁判所熊谷支部とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

日付は記入しないでください。

住所 深谷市仲町11番1号
深谷市
氏名 深谷市長 小島 進 印

住所
買受人(乙)
氏名

住所、氏名(法人の場合は
商号又は名称、代表者の役
職・氏名)を記入の上、押
印してください。

実印

公 図 の 写 し

